

鹿児島県大学図書館協議会の文書の保存期間等に関する申し合わせ

平成30年5月28日
鹿児島県大学図書館協議会

鹿児島県大学図書館協議会の文書の保存期間等について下記のとおり定める。

記

1 保存期間

文書の種類	紙媒体	電子媒体
総会関係資料	5年	永久
研修委員会関係資料	5年	永久
広報委員会関係資料	5年	永久
会計監査資料	5年	永久

2 電子媒体の保存方法

電子媒体は原則USBメモリーとし、バックアップを作成することとする。

3 保存文書の次年度代表館への引き継ぎ

次年度代表館へ引き継ぐ文書は、保存期間内の文書のみとし、保存期間が経過する文書は、当該年度代表館が廃棄する。

*平成30年5月28日開催鹿児島県大学図書館協議会総会にて了承

